

鹿児島県農業共済組合事業規程の一部改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の払込期限（家畜共済割、果樹共済割、畑作物共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあっては第70条第1項、第79条第1項、第96条第1項、<u>第121条第1項又は第143条第1項本文</u>の規定により組合員負担共済掛金の分割支払をする場合にはその第1回目の払込期限、組合員割により賦課する賦課金にあっては水稻についての組合員負担共済掛金の払込期限）と同一の期限とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第5条～第59条（略）</p> <p>（待期間からの除外等）</p> <p>第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあっては、組合員が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であって、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員の共済関係に付される2週間以上前から他の組合員（他の組合の組合員を含む。）の共済関係に付されていた場合であって、当該他の組合員の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付されたもので</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の払込期限（家畜共済割、果樹共済割、畑作物共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあっては第70条第1項、第79条第1項、第96条第1項<u>又は</u>第121条第1項の規定により組合員負担共済掛金の分割支払をする場合にはその第1回目の払込期限、組合員割により賦課する賦課金にあっては水稻についての組合員負担共済掛金の払込期限）と同一の期限とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第5条～第59条（略）</p> <p>（待期間からの除外等）</p> <p>第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあっては、組合員が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であって、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員の共済関係に付される2週間以上前から他の組合員<u>等</u>（他の組合<u>等</u>の組合員<u>等</u>を含む。）の共済関係に付されていた場合であって、当該他の組合員<u>等</u>の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付され</p>

あるときを含む。)

(6) ~ (8) (略)

(9) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される2週間以上前から他の組合員(他の組合の組合員を含む。)に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合

2 (略)

第61条~第69条 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第70条 (略)

2 前項の申請をしようとする組合員は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立てなければならない。

3~6 (略)

第71条~第78条 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第79条 (略)

2 前項の申請をしようとする組合員は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立てなければならない。

3~6 (略)

第80条~第81条 (略)

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第82条 (略)

2 (略)

3 組合員は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金(分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの)を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに支払われたときに

たものであるときを含む。)

(6) ~ (8) (略)

(9) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される2週間以上前から他の組合員等(他の組合等の組合員等を含む。)に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合

2 (略)

第61条~第69条 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第70条 (略)

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3~6 (略)

第71条~第78条 (略)

(組合員負担共済掛金の分納)

第79条 (略)

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してなければならない。

3~6 (略)

第80条~第81条 (略)

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第82条 (略)

2 (略)

3 組合員は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金(分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払に係るもの)を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに支払われたときに当該異

<p>当該異動の日からその効力を生ずるものとする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限（分割支払がされる場合にあつては、分割支払に係る払込期限）が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とし、この場合には、<u>当該共済金額</u>の増額は、当該共済掛金が当該払込期限までに支払われたときに当該異動の日からその効力を生じるものとする。</p> <p>4～5 （略） 第83条～第299条 （略）</p>	<p>動の日からその効力を生ずるものとする。ただし、災害に際しこの組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員負担共済掛金の払込期限（分割支払がされる場合にあつては、分割支払に係る払込期限）が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することをこの組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とし、この場合には、<u>当該共済金</u>の増額は、当該共済掛金が当該払込期限までに支払われたときに当該異動の日からその効力を生じるものとする。</p> <p>4～5 （略） 第83条～第299条 （略）</p>
--	--

附 則

- 1 この規程の変更は、鹿児島県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。